

令和 8 年度 社会教育主事講習（委嘱講習）受講案内（追加募集）

1. 目的

本講習は、社会教育法第 9 条の 5 の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき実施するもので、社会教育行政を含めた専門性を身に付けて、地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動をできる社会教育人材を養成することを目的とします。なお、所定の単位を修得した方は、「社会教育士」と称することができます。

2. 実施機関

学校法人新潟青陵学園 新潟青陵大学短期大学部

3. 講習期間

令和 8 年 10 月 20 日（火）～令和 8 年 12 月 13 日（日）

※開講日程や講義内容、担当講師等の詳細は、別紙「日程表」をご参照ください。

4. 受講資格

申込時点で、社会教育主事講習等規程第 2 条各号のいずれかに該当する者

① 大学に 2 年以上在学し 62 単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者

※在学期間および修得単位数は、複数機関での合算が可能です。

※現在在学中の方でも、条件を満たしていれば受講可能です。

② 教育職員の普通免許状を有する者

③ 短期大学卒業と同等以上の学力があると認められる者

④ 通算で 2 年以上、社会教育に関係のある業務に従事した者

⑤ 通算で 4 年以上、教育に関する職にあった者

⑥ その他、文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

※受講資格の詳細は、「社会教育主事講習等規程」をご参照ください。

5. 定員

各科目 50 名

※受講希望者数が定員を上回った場合には、受講者の選定を行います。受講者選定の取り扱いについては、「13.受講者の決定および通知」をご参照ください。

6. 開講科目・単位数

2 科目 4 単位

（生涯学習支援論：2 単位、社会教育演習：2 単位）

7. 実施方法

対面形式、オンラインライブ形式およびオンデマンド形式のハイブリッド形式

※本講習では、社会教育士に求められる知識や能力の修得に加え、受講者同士の相互交流や関係醸成も重視しており、以下の通り、対面講習日を設定しています。対面での受講が必須となりますので、ご予定や業務等の調整をお願いいたします。

- ・生涯学習支援論：令和8年10月31日（土）、11月1日（日）
- ・社会教育演習：令和8年12月4日（金）～12月6日（日）

8. 受講方法

受講方法に関わらず、資料共有や課題提出は Google クラスルームを使用して行いますので、電子機器を必ずご準備ください。また、スマートフォンやタブレット端末で受講される場合には、授業で使用する可能性がございますので、以下の Google アプリ・サービスを事前にインストールしていただく必要がございます。

- ・ Google クラスルーム
- ・ Google ドライブ
- ・ Google ドキュメント
- ・ Google スプレッドシート
- ・ Google スライド
- ・ Gmail

※受講に際し、本学より専用のメールアドレスを付与いたしますので、個人のメールアドレスを使用することはありません。

<対面形式で実施する授業回>

- ・会場等の詳細は、Google クラスルームにてご案内いたします。
- ・本学講義室が講義会場の場合、学内の駐車場をご利用いただけますので、お車でお越しいただくことも可能です。近隣駐車場への無断駐車はお控えください。
- ・学内では無料で専用 Wi-Fi をご使用いただけます。（機器1台のみ）

<オンラインライブ形式で実施する授業回>

- ・本講座では、オンラインツール【Zoom（ズーム）】を使用いたします。
- ・授業中にグループワーク等を行う場合がございますので、カメラやマイクを安定して使用できる通信環境の準備をお願いいたします。（通信料は自己負担となります）
- ・出席確認のため、カメラ ON での受講を必須とします。長時間の離席やカメラ OFF での受講等が確認された場合には、当該授業を欠席扱いとする場合がございます。

<オンデマンド形式で実施する授業回>

- ・Google クラスルームに講義動画を掲載いたしますので、期日までに動画をご視聴いただき、所定の課題をご提出ください。課題の提出をもって、出席認定といたします。

9. 受講料

1 科目 20,000 円（資料代を含む。受講決定後に請求書を送付します）

※上記の他、受講に関する経費（宿泊費、交通費、食費等）は自己負担となります。

※受講科目に関わらず、教材として『現代社会教育学事典』（東洋館出版社／日本社会教育学会編／2024 年出版）を使用します。講習開始までに各自ご手配いただきますよう、お願いいたします。

【参考：東洋館出版社 URL】

<https://www.toyokan.co.jp/products/5616?srsId=AfmBOorxwU1N8yuS-XohMp67aejCMFEkVud66BpqwKXfTthndkOYgSm0>

10. 受講申込期間

令和 8 年 9 月 11 日（金）（必着）まで

※申込状況によっては、科目ごとに追加募集を行う場合がございます。

11. 受講申込方法

受講希望者は、以下の提出書類を添えて、下記「書類提出先」へ郵送にてお申し込みください。

<提出書類>

① 受講申込書（様式 1）

② 受講資格を証明する書類

※社会教育主事講習等規程第 2 条各号に必要な書類例は以下の通りです。

・第 1 号該当者：卒業又は修了証明書

※在学中の場合は、単位修得証明書および在学証明書

・第 2 号該当者：教育職員の普通免許状の写し、又は教育職員免許状授与証明書

・第 3 号該当者：各種学校の卒業（見込）証明書、修了（見込）証明書等

・第 4、第 5、及び第 6 号該当者：勤務証明書（様式 2）

③ 戸籍抄本（各証明書等に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合のみ提出）

12. 分割受講・科目代替について

本講習では、分割受講（一部科目のみの受講）および科目代替（既修得単位の認定）を認めます。その場合にも、「生涯学習概論」「社会教育経営論」「生涯学習支援論」を履修した後に、「社会教育演習」を受講するようにしてください。

※令和元年度以前に講習または養成課程を修了した方

令和元年度以前に講習または養成課程を修了した方は、新2科目（社会教育経営論、生涯学習支援論）を修得することで「社会教育士」の称号が得られます。本学では、分割受講を認めておりますので、新2科目のみの受講も可能です。

<分割受講（一部科目のみの受講）>

分割受講を認めていますので、一科目から受講可能です。但し、一つの科目内での分割受講はできません。分割受講を希望される場合には、受講申込書の【受講希望科目】欄に、本年度受講を希望する科目のみに○印をつけてください。

<科目代替（既修得単位の認定）>

大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、本講習において受講者が修得すべき科目の単位に替えることができます。但し、1科目以上は本講習を受講することを条件とします。

科目代替（既修得単位の認定）を希望する場合は、受講申込書の「受講希望科目【単位認定申請希望】」欄に○印を付け、併せて以下の書類をご提出ください。

- ① 社会教育主事講習単位修得認定申請書（様式3）
- ② 認定を希望する科目の単位認定を証明する関係書類（原本）

【関係書類の例】

- ・過去に社会教育主事講習で修得した科目⇒「社会教育主事講習単位修得証明書」
- ・大学の社会教育主事養成課程で修得した科目⇒当該科目の「単位修得証明書」

※過去に本学の社会教育主事講習で単位を修得された方は、受講申込書の「受講希望科目【本学講習で修得済み】」欄に○印を付けてください。その場合、「単位修得証明書」の提出は不要です。

13. 受講者の選定、決定および通知

新潟青陵大学短期大学部社会教育主事講習運営委員会において受講者を選定し、その結果を令和8年10月上旬頃までに、受講希望者宛に通知いたします。

14. 成績評価の方法

シラバスに記載されている評価方法に基づき、各科目の担当教員が行います。

<講習の欠席・遅刻・早退・途中退室等の取り扱い>

・本講習は、全日程出席することを原則とします。講習を欠席された場合には、単位修得が認められない可能性もございますので、受講の際は事前に講習日程をご確認いただき、予定や業務等の調整をお願いいたします。

・やむを得ない事由により欠席を希望する場合は、所定の様式にて事前申請をしていただき、運営委員会が認めた場合に限り、欠席を認めます。なお、その場合であっても出席回数が5分の4に満たない場合には、当該科目の被評価資格を失います。

・社会教育演習を除く科目については、オンラインライブ形式で実施する授業回に限り、オンデマンド形式での受講代替を認めます。オンデマンド形式で受講した授業回については、欠席回数には含めません。但し、学習理解及び受講者同士の交流のため、オンデマンド形式での受講回数には上限を設けます。

※やむを得ない事由とは、「本人の病気や怪我」「親族の看護や介護」「本人及び親族の婚礼・忌引き等」「急遽の業務」「公共交通機関の遅延・事故」等を指します。欠席およびオンデマンド受講の申請にあたっては、「やむを得ない事由」を証明する書類の提出が必要となります。

・15分を超えて遅刻・早退・途中退室等した場合は、当該授業を欠席したものとみなし、減点对応いたします。

15. 修了証書の授与

社会教育主事講習等規程第3条に定める単位（8単位）を修得した方に対しては、同規程第8条により、新潟青陵大学短期大学部学長が修了証書を授与します。また、一部の科目のみ修得した方に対しては、修得した科目の単位修得証明書を発行します。

16. 個人情報の取り扱いについて

提出された書類等に記載された個人情報は、以下の目的にのみ使用いたします。

- ① 新潟青陵大学短期大学部における社会教育主事講習の実施に関する業務
- ② 都道府県等教育委員会において、履修認定等に必要と認める場合

17. 非常変災時等における対応・代替措置について

非常変災時や感染症等によっては、以下の通り、開講形態や講習日程の変更を行う場合がございます。これらの事態が発生した場合には、Google クラスルームへの掲載とあわせ、個人宛メールにて周知をいたします。

<対面講習の場合>

本学の定める「災害時等における全学的な臨時休講措置と遠隔授業への切替について」に準拠し、代替措置として遠隔講習への変更を行います。

<遠隔講習の場合>

事務局の配信環境に支障があった場合などは、別途講習日程を確保いたします。

<講習に関するお問い合わせ・書類提出先>

学校法人新潟青陵学園

青陵ソーシャルイノベーション推進機構

社会教育主事講習担当

〒951-8121 新潟県新潟市中央区水道町1丁目5939番地

TEL：025-368-7053 FAX：025-266-0124

E-mail：ex@n-seiryu.ac.jp

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日は除く）